

勘えて、玉ちゃん!

「〇〇って、よく分からない〜!？」



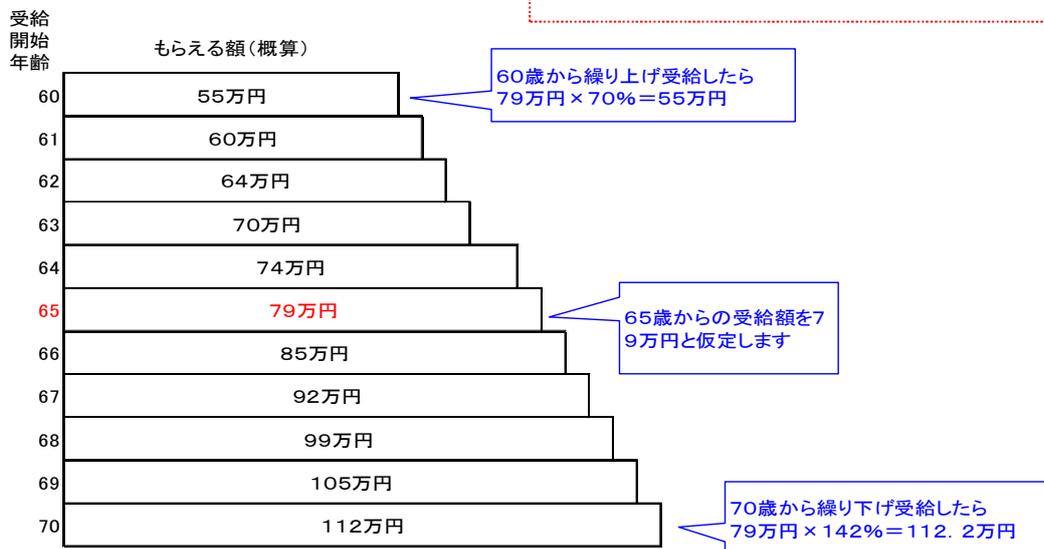
お任せください。
「ややこしい話」を「やさしい言葉」で
解説いたしましょう!

「年金の“繰上げ”と“繰り下げ”」

老齢基礎年金は、本来65歳から支給されますが、希望することによって、65歳よりも前に繰り上げて受取ることや、65歳を過ぎて繰り下げて受取ることもできます。

- ★繰上げ＝1ヵ月あたり0.5%の減額
- ★繰下げ＝1ヵ月あたり0.7%の増額

注意! 60歳からもらえる“特別支給の老齢厚生年金”は繰り上げ受給とは“別モノ”です。
60歳になったら、ご自分で必ず「請求」しましょう。



★繰り上げや繰り下げの請求をするかしないかは自由です。

ただし、繰り上げにはいくつか注意が必要です。

- ①一生涯減額された年金額になります。
- ②いったん請求したら取り消せません。
- ③障害年金がもらえなくなることがあります。
(繰り上げ請求した後に、障害を負っても、すでに老齢基礎年金をもらっていたら、障害年金は請求できません。)
- ④65歳前は、遺族厚生年金と老齢基礎年金は選択になります。
(妻が自分の老齢基礎年金の繰り上げ請求後に夫が死亡し、遺族厚生年金を受給すると妻の老齢基礎年金は停止します。)

繰り上げor繰り下げの際、「何歳まで生きるか？」がよく話題になります。
もちろん、そういったことも大事ですが、家族構成や夫婦の年齢差などの家庭の事情も考慮した上で決めないと「後悔先に立たず」になりかねません。